

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、令和4年9月29日付けで行った、「児童虐待事案認知報告書（県一連番号〇〇－〇〇）紙保有分」及び「児童虐待事案認知報告書（県一連番号〇〇－〇〇）データ保有分」（以下「本件対象保有個人情報」という。）の部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求等の経緯

（1）処分の経緯

ア 審査請求人は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、令和4年2月14日付けで実施機関に対し、「児童虐待事案認知報告書（紙及びデータ保有分）に記録された、私の個人情報、令和3年12月のもの」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、条例第22条第2項の規定に基づき、令和4年2月28日付けで本件開示請求に対する開示決定等の期間延長について、審査請求人に通知した。

ウ 実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、令和4年3月14日付けで本件対象保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

エ 実施機関は、本件処分における不開示とした部分が、提示した不開示理由のうち、どの不開示理由に該当して不開示としているのかの明示がされていない不備があったことから、令和4年9月29日付けで本件処分を取消し、修正した上で、再度、本件対象保有個人情報の部分開示決定（以下「本件再処分」という。）を行った。

（2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。）に基づき、実施機関の上級行政庁である埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、令和4年12月9日付けで本件再処分の取消しを求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」とい

う。)を行った。

(3) 審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、令和5年5月19日に諮問庁から個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく諮問を受け、弁明書及び反論書の写しを受領した。

イ 当審査会は、本件審査請求について、令和5年7月19日に諮問庁の職員からの意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件再処分を取消し、本件対象保有個人情報3頁目を全部開示するよう求める。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書

(ア) 本件対象保有個人情報3頁目の1番目の不開示部分について、審査請求人が直接経験した事実が記載されている。既に裁判において公にされている情報であり、捜査終了していることから警察活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはなく、不開示とすべき理由はない。

(イ) 本件対象保有個人情報3頁目の2番目の不開示部分について、審査請求人が直接経験した事実が記載されている。既に裁判、検察庁において公にされている情報であり、不開示とすべき理由はない。

(ウ) 本件対象保有個人情報3頁目には警察職員の氏名は記載されていない。対象文書に関与した警察職員は、審査請求人が既に知っている情報である。よって、条例第17条には該当しない。

(エ) 条例第60条の適用除外に該当する情報は個人の権利権益の保護対象（条例第1条）とされない情報であり、不開示情報ではない。審査請求人が自ら経験した情報、内容を既に知っている情報については不開示理由がない。

イ 反論書

(ア) 警察職員の氏名又は印影の不開示について

審査請求人はこれまで当該警察職員と共に円満に児童虐待防止に努めてきた。審査請求人はこれまでに傷害の犯罪歴はなく、警察職員らに危害を加えた等、当該警察職員及びその家族等の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれを推認させる具体的事実はない。公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれには理由がない。

(イ) 条例司法警察職員等が行う処分等に係る情報の不開示について

憲法第94条により、自治体の条例制定権は「法律の範囲内」で認められ、自治法第14条第1項でも「法令に違反しない限りにおいて」で認められている。司法警察職員の処分であることが直ちに不開示理由とはならず、個人情報保護法に違反する条例運用は違法となる。

さいたま地検は自ら、裁判において処分内容を公開し、埼玉県警察も裁判において処分内容を公開した。

個人情報保護法に照らして、既に公開され、審査請求人自身も開示に同意しているのであるから不開示理由にならない。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

(1) 本件対象保有個人情報に係る条例第17条の不開示情報について

不開示情報の条例第17条各号の該当性については、本件再処分の不開示理由のとおりにある。

(2) 本件対象保有個人情報に係る条例第60条第2項による適用除外について

該当箇所として指定した情報については、「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦」に係る情報と認めたことから、条例第60条第2項に基づき、「司法警察職員等が行う処分等に係る情報」として開示しない情報としたものである。

(3) 上記3(2)ア(エ)に係る審査請求人の主張に対する意見について

条例第60条第2項に該当する保有個人情報は、開示請求等の諸規定が適用されな

い情報であり、他の機会における公表の有無、開示することによる捜査への支障の有無、開示請求者が経験しているか否か等の事情に左右されず、開示しない情報である。

また、条例第60条第2項に該当する保有個人情報、条例第1条の規定である「個人の権利権益を保護する」ことのために、条例第4章以外の規定が適用され保護されるべき保有個人情報であることから、審査請求人の主張は事実誤認である。

(4) 上記3(2)ア(ウ)に係るに係る審査請求人の主張に対する意見について

審査請求人の主張のとおり、本件対象保有個人情報の3頁目には警察職員の氏名を不開示とした箇所はない。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、〇〇〇〇警察署が作成した審査請求人に係る児童虐待事案認知報告書であり、当該事案の概要等が記載されており、審査請求人が開示を求めている3頁目には、当該事案の参考として、審査請求人が過去に起こした事案の概要が記載されている。

実施機関は、審査請求人が本件対象保有個人情報3頁目の1番目(本文3行目24文字目から4行目まで)と申し立てている不開示部分について、3行目24文字目から4行目12文字目までの不開示情報(以下「本件不開示部分1」という。)については、開示請求者以外の個人に関する情報による条例第17条第3号に、4行目13文字目から同行37文字目までの不開示情報(以下「本件不開示部分2」という。)及び審査請求人が本件対象保有個人情報3頁目の2番目(本文5行目4文字目から6文字目。以下「本件不開示部分3」という。)と申し立てている不開示部分については、司法警察職員等が行う処分等に係る情報として条例第60条第2項に該当すると主張し、本件再処分を行った。

そこで、本件再処分における本件不開示部分の不開示情報該当性について以下検討する。

(2) 本件不開示部分の不開示情報該当性について

ア 本件不開示部分1について

条例第17条第3号は、「開示請求者(中略)以外の個人に関する情報(中略)で

あって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定し、ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する場合は不開示情報から除くものとしている。

当審査会において、本件不開示部分 1 を見分したところ、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第 17 条第 3 号本文に該当する。

審査請求人は、審査請求人自身が直接経験した事実であり、既に裁判において公にされている情報であるため、不開示とすべき理由はないと主張するが、条例第 17 条第 3 号ただし書イで規定する「慣行として」は、個別な関係性や事情により知り得るものではなく、開示請求者の家族構成に関する情報のように開示請求者であれば当然に知り得る情報に該当する場合について例外的に開示を認めている規定である。

日本国憲法（昭和 21 年憲法）第 82 条に定めのある裁判の公開は、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保する要請に基づくものであり、条例に基づく開示請求権制度とは趣旨・目的を異にするものであることから、裁判で公にされていることは、保有個人情報開示の手續における公開に影響を及ぼさない。よって、条例第 17 条第 3 号ただし書イには該当しない。

なお、当審査会で見分したところ、本件不開示部分 1 においては、同号ただし書ロ及びハに該当する特段の事情も認められない。

イ 本件不開示部分 2 及び本件不開示部分 3 について

条例第 60 条第 2 項は、「第 4 章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（中略）及び法令の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 4 章の規定の適用を受けないこととされる保有個人情報については、適用しない。」

と規定している。

当審査会において、本件不開示部分2及び本件不開示部分3を見分したところ、審査請求人が過去に起こした事件に係る処分内容等であり、司法警察職員等が行う処分等に係る情報であることから、条例第60条第2項に該当する。

また、審査請求人は、審査請求人自身が直接経験した事実であり、既に裁判等において公にされている情報であるため、不開示とすべき理由はないと主張するが、条例第60条第2項の規定は、司法警察職員等が行う処分等に係る情報であれば、当該審査請求人自身が直接経験している事実か、既に裁判等において公にされている情報であるか等を判断するまでもなく、条例第4章の規定が適用されないという規定である。

以上のことから、本件不開示部分2及び本件不開示部分3について、条例第60条第2項に該当する情報として不開示とした決定は、妥当である。

なお、審査請求人は反論書において、「司法警察職員の処分であることが直ちに不開示理由とはならず、個人情報保護法に違反する条例運用は違法となる。」と主張するところ、本件再処分時の法は、第1章から第3章までに基本理念、国及び地方公共団体の責務等及び個人情報の保護に関する施策等を規定している。

その第2章には、法第5条として、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」と地方公共団体の責務を規定しており、条例第60条第2項は、法第122条第1項と同内容を規定し、国の施策との整合性を確保している。

また、法第4章以降は、民間事業者、国の行政機関及び独立行政法人等の個人情報取扱いに係る義務及び罰則等を規定している。埼玉県においては、条例により個人情報取扱いに係る義務及び罰則を規定しており、前述した法第1章から第3章まで以外の部分について、本件再処分時の法と条例の関係は、審査請求人が主張するような効力に係る上下の関係性はなく、対象を異にする同様の規定である。

ウ 警察職員の氏名又は印影（警部及び警部相当職以上の職員を除く。以下「警察職員の氏名等」という。）について

当審査会において、審査請求人が開示を求めている本件対象保有個人情報3頁目を見分したところ、審査請求人及び実施機関双方の主張どおり、本件対象保有個人情報3頁目には警察職員の氏名等は記載されていなかった。

しかしながら、本件対象保有個人情報の他頁において、実施機関により、警察職員の氏名等が、条例第17条第3号及び第5号に該当する不開示情報とされている。

そこで、本件再処分における警察職員の氏名等に係る不開示情報該当性について、以下検討する。

警察職員の氏名等は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第17条第3号本文に該当する。

次に、同号ただし書の開示すべき情報に該当するか否かについて検討する。

(ア) 同号ただし書イ該当性について

同号ただし書イは、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するときに限り開示することとしている。このうち、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合とは、ここでの検討対象である警察職員の氏名に関しては、実施機関により氏名を公表する慣行がある場合や、実施機関により作成され、又は実施機関が公にする意思をもってあるいは公にされることを前提に提供した情報を基に作成され、例えば、県政資料コーナーに配架されている埼玉県職員録に氏名が掲載されている場合が該当すると考えられる。

警部及び警部相当職以上の職員を除く警察職員の氏名は、埼玉県職員録においても、新聞の人事異動情報等においても公表されていない。そのため、これらの情報は、慣行として開示請求者が知ることができ、知ることが予定されている情報ともいえないことから、同号ただし書イに該当しない。

(イ) 同号ただし書ロ該当性について

同号ただし書ロは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するときに限り開示することとしている。

これは、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む、人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が

上回るときには、当該情報を開示しなければならないこととするものである。この比較衡量に当たっては、個々の事案に応じた慎重な検討が必要であるが、警察職員の氏名を不開示にすることにより、現実には、人の生命、健康等に被害が発生し、又は将来、人の生命、財産等が侵害される蓋然性が高いとする特段の事情も本件対象保有個人情報においては認められないことから、同号ただし書口に該当しない。

(ウ) 同号ただし書ハ該当性について

同号ただし書ハは、「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は開示するとしているが、警察職員の氏名は、公務員の職及び職務の遂行に係る情報ではないことから、同号ただし書ハに該当しない。したがって、警察職員の氏名等は、実施機関の主張する条例第17条第5号該当性については判断するまでもなく、同号ただし書に該当する特段の事情も認められないことから、条例第17条第3号の不開示情報に該当する。

(3) その他

審査請求人のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

寺田 麻佑、守重 典子、岩隈 道洋

審査会の経過

年 月 日	内 容
令和 5 年 5 月 1 9 日	諮問（諮問第179号）を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和 5 年 7 月 1 9 日	諮問庁からの意見聴取及び審議
令和 5 年 8 月 2 1 日	審議

令和 5 年 9 月 20 日	審議
令和 5 年 10 月 5 日	答申